

長野県南信工科短期大学校運営協議会設置要綱

(目的)

第1条 長野県南信工科短期大学校（以下「本校」という。）の外部評価を行うとともに、効果的・効率的な運営を図るため、本校に長野県南信工科短期大学校運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 本校の外部評価及び改善策等に関すること。
- (2) 地域での学びの場としての本校のあり方に関すること。
- (3) その他本校の運営に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次の掲げる団体等に属する者をもって充てる。

- (1) 教育研究機関に係る者
- (2) 経済団体に係る者
- (3) 南信工科短大振興会に係る者
- (4) 関係行政機関に係る者
- (5) その他

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、会長は、委員の互選により選任する。

2 会長は、協議会の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第5条 協議会は、校長が召集する。

2 会長は、協議会の議長となり、議事を整理する。

3 会長は必要に応じて、委員以外の者に出席を求めることができる。

(産業人材育成課への報告)

第6条 校長は、協議会の協議内容を産業人材育成課長に報告する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、本校が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(附則) (平成31年3月5日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(附則) (令和元年10月8日)

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

(附則) (令和5年7月14日)

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

(附則) (令和6年6月25日)

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。